

2023 年 10 月 19 日
早稲田大学レジリエンス研究所（WRRI）事務局

環境経済・政策学会（SEEPS）2023 年大会・企画セッション
高レベル放射性廃棄物の地層処分と地域社会との「対話の場」を考える
開催記録

日 時:2023 年 10 月 1 日 14:10～16:10
会 場:東海大学・湘南キャンパス・16 号館 203 室

企画セッションの構成

座 長: 藤原 広行（防災科学技術研究所）

報告1「地層処分施設の立地選定プロセスと文献調査のあり方」

竹内 真司(日本大学文理学部学部・教授)

・報告は、処分地選定のプロセス、および文献調査の現状と課題について説明した。処分地の選定は、文献調査・概要調査・精密調査という3段階に分かれる。次の段階に進む際には、地域社会の意見を聞きながら判断するとされている。最終的に、精密調査が完成し、関連の手続きも完了した上、処分地が決まる。

・報告者は、文献調査の実施に先だって、文献調査の評価の考え方を策定すべきであったとした。また、文献調査の評価のあり方について、3点指摘した。第一に、科学への不信感を招くおそれのある表現を使わずに、丁寧な説明をすべきである。第二に、文献調査結果の第三者評価委員会を設置することが求められる。最後に、文献調査の結果について、社会の納得が得られる説明と熟議を行う必要がある。

報告2「北海道寿都町・神恵内村の「対話の場」の分析」

松本 礼史(日本大学生物資源科学部・教授)

・報告は、文献調査の一環として設置された、原子力発電環境整備機構（NUMO）と地域社会との「対話の場」を研究対象とした。対話の内容を分析することで、地域社会の状況や対話の場のルールの違いが、議論へどのような影響を与えたのかを考察した。

・報告者は KH Coder3（樋口 2020）というテキスト分析のソフトウェアを用い、寿都町と神恵内村の対話の場の議事録をそれぞれ分析した。結論として、以下の4点を指摘した。

- ① 寿都町と神恵内村は両方とも、対話の場のあり方から議論が始まり、その後、地層処分事業や地域社会の将来などの話題へ変化していったと見受けられる。
- ② 神恵内村のシンポジウムや寿都町のフィンランドとの連携企画に地域社会から高い関心が寄せられ、横展開があったら良いとの意見があった。
- ③ 寿都町の第7回の対話の場と、神恵内村の第15回の対話の場では「放射線の基礎知識」について議論が行われたが、もう少し早い時点で議論すれば良かったと考える。
- ④ 地域住民の科学リテラシーの向上や、今後の処分事業に対する地域の主体的な判断力の向上が必要である。外部の専門家を招いたシンポジウムや海外の先進事例を参考にすることが、地域住民が適切な判断を作り出すための補助になると考えられる。

報告3「文献調査における『対話の場』とは何か?」

松岡 俊二(早稲田大学アジア太平洋研究科・教授)

・報告は地層処分のようなトランス・サイエンス的課題における「対話の場」の必要性を強調した。そして、「対話の場」をどのように評価すべきかを検討した。

・報告者は世界や日本の様々な対話の場の実例をもとに、評価のポイントを考察した上、対話の場の評価基準と評価方法について以下の4点に整理した。

- ①「対話の場」のオーナーシップと「場」の性格
- ②「対話の場」のメンバーシップと対話的土壌の涵養
- ③「対話の場」の協働とパートナーシップ
- ④「対話の場」のミクロ・マクロ・ループ

・報告者は以上の4基準に依拠し、寿都町と神恵内村の対話の場をそれぞれ評価した。寿都町の対話の場はNUMOが中心となり、町が協力する形で行われており、メンバーシップは主に議員や団体代表などから構成された。一般住民の参加は少なく、非公開の性格を持っている。協働とパートナーシップに関して、協働意識の醸成は希薄である。なお、幌延視察、六ヶ所村視察、フィンランドとの交流など、ミクロ・マクロ・ループの活動が行われている。

・神恵内村の対話の場では、NUMOを中心に、村が協力するような体制である。メンバーは主に各種団体や地区代表者であり、公募で選ばれた住民も参加しているが、イベントは非公開である。協働意識の醸成は、寿都町と比べて比較的に高い。また、公開シンポジウムのようなミクロ・マクロ・ループの活動もある。

・寿都町と神恵内村の対話の場の経験から、今後の課題を見出すことができる。まずは、専門家の多様性が欠けている。NUMOや経産省だけの情報提供になっているため、市民自身が学ぶことを阻害する可能性がある。文献調査の途中経緯についても、多様な専門家を交えて対話を実施することが求められる。そして、市民参加の公開性、透明性、多様性が欠如している。大学などの第三者が主催の多様な形態の対話の場の形成が必要である。

討論者 梅木 博之(原子力発電環境整備機構)

・2015年5月22日に閣議決定された「最終処分に関する基本方針」の改定では、地域の主体的な合意形成を促進するために、様々な住民が参加する「対話の場」の設置と活動の支援が必要だとされている。対話の場は合意形成を行うための場という位置づけではない。これまで、運営方針として、公平性・中立性・透明性・公開性・議論の内容の共有という5点に留意しながら、「対話の場」のメンバーの方々の要望に沿って、メンバー主導でテーマを決め活動が進められてきている。これは対話にあたってどのような情報を与えるかということに関する一つの方法である。

・対話型全国説明会における参加者からのご意見を説明したい。こうした対話では、地層処分の必要性や基本的概念などの情報を提供し、それに対して自由に意見交換を行うというものである。これまでにいただいた主な意見は、原子力問題、放射性廃棄物の管理、処分場の選定、地層処分の技術、安全の説明・疑問、対話型全国説明会について、実施主体の役割と責任・スケジュール、最近の内外の動向という8つに分類できる。これらの意見は広く対話を進めるうえで、ステークホルダーが関心のあるテーマや情報について示唆を与えるものである。

・多様なステークホルダーとの対話においては、対話の出発点として共有すべき「基本的な情報」を提示した後、それに基づいてコミュニケーションを進めるという形式をとりうるが、ステークホルダーそれぞれが関心を持つ情報の間に差があり、何を「基本的な情報」として提供するかについてさらに工夫が必要であるとの課題が指摘された。

討論者 寿楽 浩太(東京電機大学)

・対話の場は、本来、地域のステークホルダーが主体として設けるもので複数あってもよく、国やNUMOが支援役を担うという考え方だったが、今の対話の場は国やNUMOが主導した単一の

「場」となってしまうている。住民参画や、専門家からの多様な意見や情報の提供の確保が実質的に制約され、「地域の意向を尊重」が「首長の意向を尊重」に変質している。

- ・寿都町と神恵内村の対話の場は、NUMO が司会役を担い、首長の意向を考慮し、議員や関係団体の代表者から構成されている。オーナーシップ、メンバーシップ、場の公開性という視点から見れば、地域のステークホルダーが共考するための対話というより、政治経済上の利害調整が目的の場となってしまうているように感じる。地域でのメタ合意を取り付けないまま、利害当事者である首長の政治的リーダーシップのもとで、もう一つの利害当事者である事業者の NUMO が設ける利害調整メカニズムとなってしまうており、多様な地域のステークホルダーが多様な情報に触れる場ではなくなっている。

- ・国や NUMO には、『放射性廃棄物処分技術ワーキンググループ中間とりまとめ』と国の「基本方針」が提示した対話の場の本旨を再確認する必要がある。両者は文献調査の段階で、ワーキンググループに助言を求めずに対話の場を始めたが、第三者機関による検証、当事者からの一次情報によるフィードバックも不可欠である。

- ・松岡報告は文献調査が社会的プロセスでもあると指摘したが、これは社会学的な認識や分析の視点としては非常に重要である。しかし、国や NUMO も最近、「文献調査は理解活動の一環」と主張するようになっており、異なる文脈で文献調査を社会化・政治化しつつある点に留意する必要がある。

討論者 黒川 哲志(早稲田大学)

- ・どのような成果が得られれば、対話が成功したと評価できるか。地域対話は、一般的な対話とは異なり、住民が地域特有の情報や、自ら考えるための基本的な情報を入手することが重要である。対話の場は住民を説得させることが目的ではなく、地域住民がそれぞれ対話の場を設け、様々な人々を集め、専門家がレクチャーする場を提供することが適切である。

- ・科学的な事実や安全性と、地域での受け入れとは別の問題である。対話の場には地方政府によるフォーマルな意思決定に影響を与える正統性があるかという疑問が残っている。

- ・文献調査ではリスクを確認できないため、概要調査に進んでさらに調べ、またリスクの存在が分からないならば精密調査を試みる。わからないので先に進むのは合理的なプロセスだと考え、報告でされたような批判は合わないと思う。もちろん、明らかなリスクが確認されない場合でも、ここに設置することを決定かいは別の問題であるが、問題となるリスクが見つからないときに調査の段階を次に進めることは、特に問題ではないなかったらすべきことになる。

会場参加者 A

- ・最近、地層処分に関連する地質学の文献を探したら、地層処分に関連する研究を行っている地質学者はほとんどいなかった。一方で、推進側の研究者は職業のため関連研究を行っていて、推進側からの科学的な情報は得られる。しかし、批判的な立場を持つ研究者は限られており、地質学者たちには研究をするインセンティブがほとんどない。

- ・現在、法律に基づいて非常に厳密に定められた範囲で地層処分を実施することに対して、疑問や心配がある。また、批判的な科学的見解をより広げる仕組みが必要なのではと考える。

会場参加者 B

- ・個々人が科学的知識のような無限大の存在に比べて小さすぎるものであるため、科学とは何かについての議論を深める必要がある。特に地層処分を考えると、地質や放射線といった基本情報の提供は要るが、具体的にどのような科学的情報が必要なのかはよく考える必要がある。

以上